
平成15年度
行政対象暴力に関する
アンケート
(調査結果概要)

平成15年7月

調査主体 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
全国暴力追放運動推進センター
警察庁刑事局暴力団対策部
調査機関 財団法人 公共政策調査会

はじめに

本資料は、今後の行政対象暴力対策のあり方を検討するために、平成15年6月に、国の行政機関の地方支分部局等を対象に、暴力団等の反社会的勢力による不当な要求等の実態、これに対する行政機関等の対応、行政機関等からの警察、弁護士会、暴力追放運動推進センターに対する要望等をアンケート調査した結果を概要としてとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各行政機関等の関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

①調査方法 郵送法

②調査対象 国の行政機関(1府7省庁)の地方支分部局等4,179機関に対して調査票を送付して調査を行った。

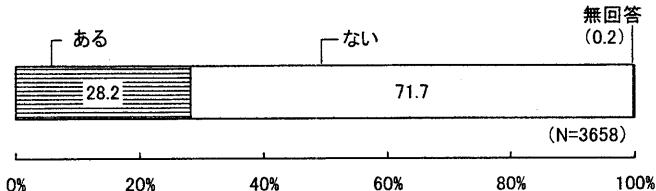
2 回収結果

調査票の回収数は、3,658通(回収率87.5%)であった。

II 調査結果の概要

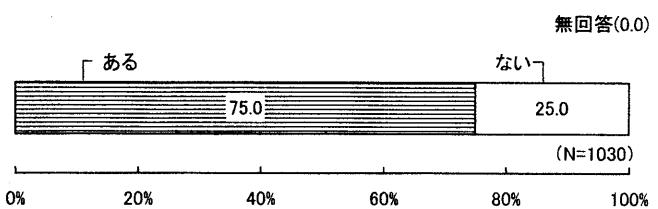
- 1 不当要求等の有無について

過去に暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から許認可、指導監督、公金支給等の権限行使や機関紙(誌)の購読、物品の購入等に関して違法な行為や不当な要求(以下「不当要求等」という)を受けた経験の有無については、「ある」とするものが1,030件で28.2%を占めた。



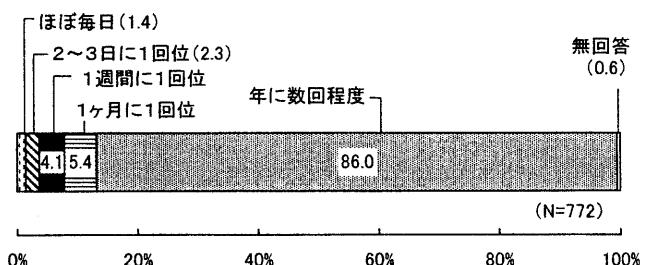
- 2 最近1年間における不当要求等の有無について

過去に不当要求等を受けた経験があるとする1,030件のうち、「最近1年間に不当要求等があった」とするものは772件で75.0%にのぼった。



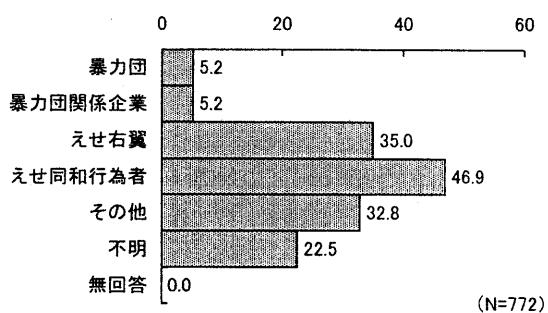
- 3 不当要求等の頻度について

最近1年間に不当要求等があったとする772件のうち、不当要求等の頻度についてみると、「年に数回程度」とするものが大部分で、86.0%を占めた。次いで、「1ヶ月に1回」(5.4%)、「1週間に1回位」(4.1%)、「2~3日に1回位」(2.3%)と続くが、「ほぼ毎日」とするものも11件(1.4%)あった。



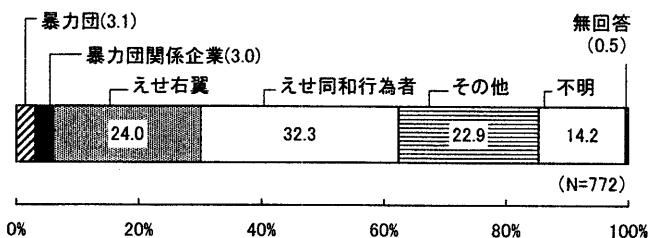
- 4 不当要求等を行ってきた者について(複数選択)

最近1年間に不当要求等があったとする772件について、不当要求等を行ってきた者をみると、「えせ同和行為者」をあげたものが46.9%と最も多く、次いで「えせ右翼」が35.0%となっており、「暴力団」及び「暴力団関係企業」(いずれも5.2%)を大きく上回っている。



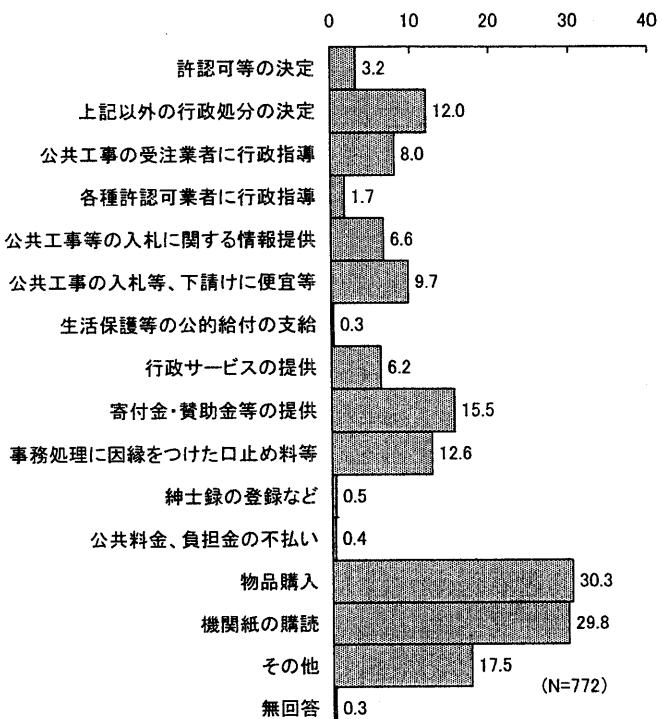
- 5 不当要求等を行ってきた者で一番頻度の高かった者について

最近1年間に不当要求等があったとする772件について、不当要求等を行ってきた者の中で頻度が一番高かったのは「えせ同和行為者」の32.3%で、次が「えせ右翼」(24.0%)となっており、両者を合わせると半数を超える。「暴力団」は3.1%、「暴力団関係企業」は3.0%にとどまっている。



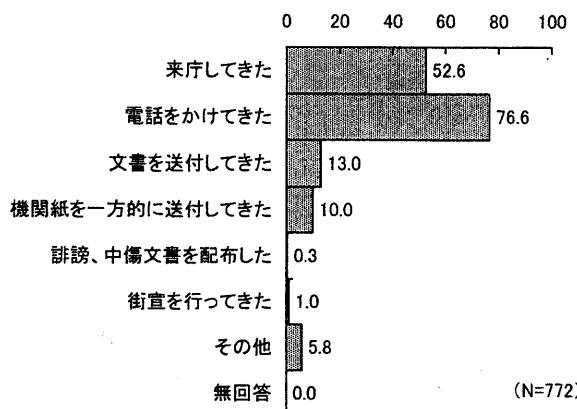
- 6 不当要求等の内容について(複数回答) —

最近1年間に不当要求等があったとする772件について不当要求等の内容をみると、「物品購入」(30.3%)をあげたものが最も多く、「機関紙(誌)の購読」(29.8%)がほぼ同数で続いている。行政事務に関するものとしては、「許認可以外の行政事務の決定」(12.0%)、「公共工事の入札、指名、受注、下請に関する便宜等」(9.7%)、「公共工事の受注業者に対する行政指導等」(8.0%)などが比較的高い数字で続いている。



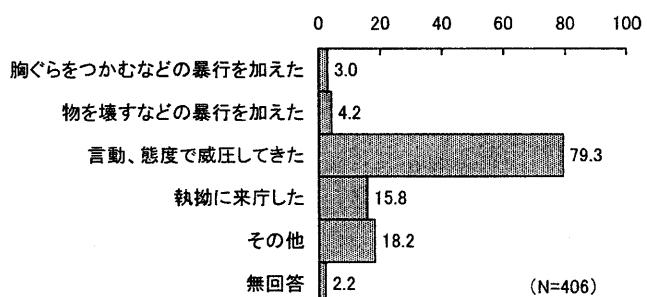
- 7 不当要求等の態様について(複数回答) —

最近1年間に不当要求等があったとする772件について、不当要求等の態様をみると、「電話をかけてきた」をあげたものが76.6%と最も多く、「来庁してきた」が52.6%(406件)で続き、「文書を送付してきた」(13.0%)や「機関紙を一方的に送付してきた」(10.0%)などを大きく上回っており、不当要求等の相手方が来庁したり電話をかけてくるなど、直接的な要求を行っていることがうかがわれる。



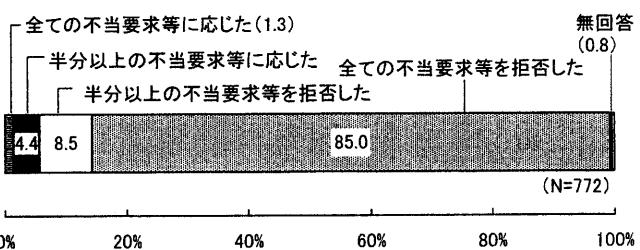
- 8 来庁時の態様について(複数回答) —

上記7「不当要求等の態様」で相手方が来庁してきたとする406件について、来庁時の相手方の態様をみると、「言動、態度で威圧してきた」をあげたものが圧倒的に多く8割近くにのぼった(79.3%)。次いで「執拗に来庁した」(15.8%)が続くが、「机を叩く、灰皿を投げる、物を壊すなどの暴行を加えた」(17件・4.2%)や「胸ぐらをつかむなどの暴行を加えた」(12件・3.0%)など具体的な暴力行為を受けたとするものもあった。



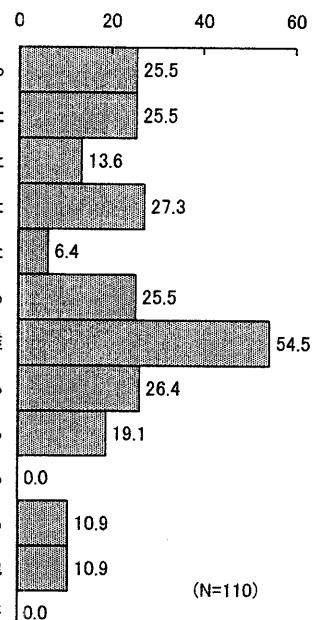
- 9 対処の仕方について —

最近1年間に不当要求等があったとする772件について、不当要求等に対する対処の仕方をみると、「全ての不当要求等を拒否した」とするものが大部分で、8割を超えた(656件・85.0%)。しかし、一方で「全ての不当要求等に応じた」とするものが10件(1.3%)あり、これに「半分以上の不当要求等に応じた」(34件・4.4%)及び「半分以上の不当要求等を拒否した」(66件・8.5%)を合わせると、少なくとも一部でも不当要求等に応じたとするものは110件(14.2%)になる。



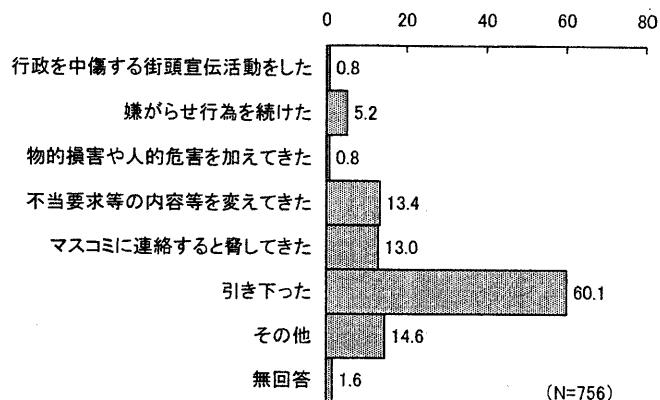
-10 不当要求等に応じた理由について(複数回答)

少なくとも一部でも不当要求等に応じたとする110件について、不当要求等に応じた理由をみると、「以前から応じており、断るのが困難だから」(60件・54.5%)が最も多く半数以上があげている。次いで、「対応に不慣れであったから」(30件・27.3%)、「要求金額が少額だったから」(29件・26.4%)が続き、「威圧感を感じたから」、「トラブルが拡大することを恐れた」及び「相手をするのが面倒になったから」をあげたものがいずれも28件(25.5%)あった。また、「他機関でも応じているから」とするものが21件(19.1%)あった。



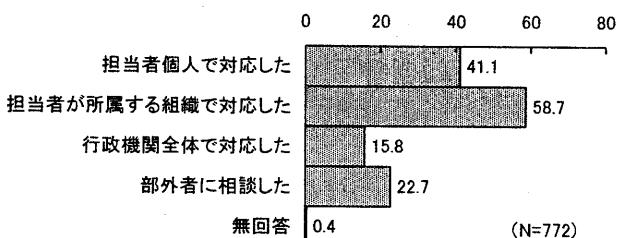
-11 不当要求等に従わなかったときの相手方の行動について(複数回答)

前記9「対処の仕方」において、少なくとも不当要求等の一部を拒否した756件（「半分以上の不当要求等に応じた」、「半分以上の不当要求等を拒否した」、「全ての不当要求等を拒否した」を合わせたもの）について、不当要求等に従わなかった時の相手方の行動をみると、「引き下がった」とするものが6割を超えており(60.1%)一方で、「不当要求等の内容または態様を変えてきた」(13.4%)、「関係官庁やマスコミ等に連絡すると脅してきた」(13.0%)ものも少なくなかった。また、「物的損害や人的な危害を加えてきた」ものも6件(0.8%)あった。



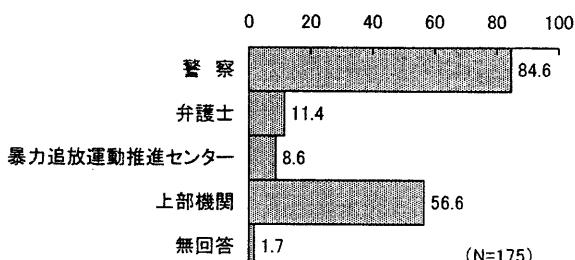
-12 不当要求等への対応について(複数回答)

最近1年間に不当要求等があったとする772件について、不当要求等に対する対応の仕方をみると、「担当者が所属する組織で対応した」をあげたものがほぼ6割(58.7%)であり、「行政機関全体で対応した」ものは15.8%あった。その一方で、「担当者個人で対応した」をあげたものが4割を超えた(41.1%)。「部外者に相談した」をあげたのは175件(22.7%)であった。



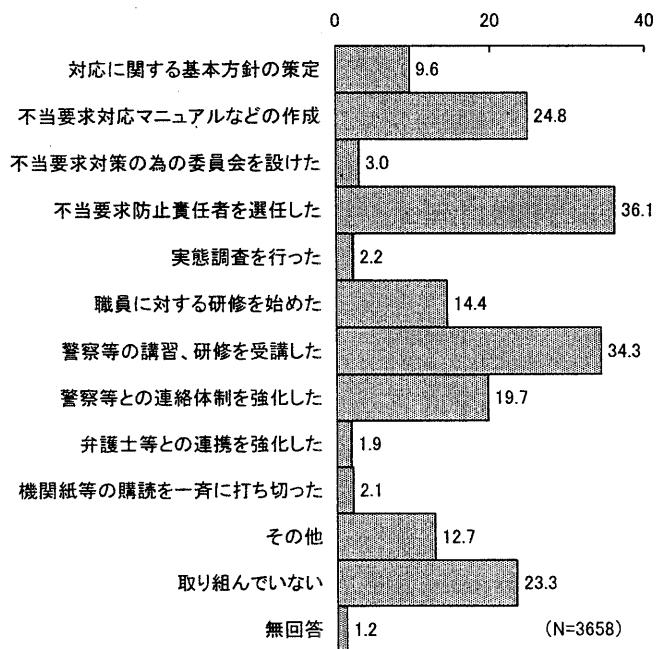
-13 対処に際しての相談先(複数回答)

上記12「不当要求等への対応」で、部外者に相談したとする175件について、その相談先をみると、「警察」をあげたものが最も多く8割を超えた(84.6%)。次いで、「上部機関」(56.6%)、「弁護士」(11.4%)となっている。



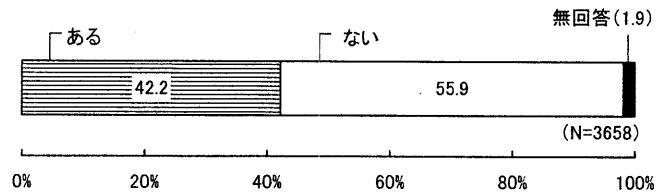
- 14 不当要求等への取組内容(複数回答) —

不当要求等への取組みについては、「取り組んでいない」とするものは全回答のうち23.3%で、大部分は取り組んでいるとしている。取り組んでいる内容としては、「不当要求防止責任者を選任した」をあげたものが36.1%で最も多く、「警察・暴力追放運動推進センターの講習等を受講した」(34.3%)が続く。次いで、「不当要求対応マニュアル等の作成」(24.8%)、「警察・暴力追放運動推進センターとの連絡体制を強化」(19.7%)、「職員に対する研修を始めた」(14.4%)となっている。



- 15 不当要求等への今後の取組み

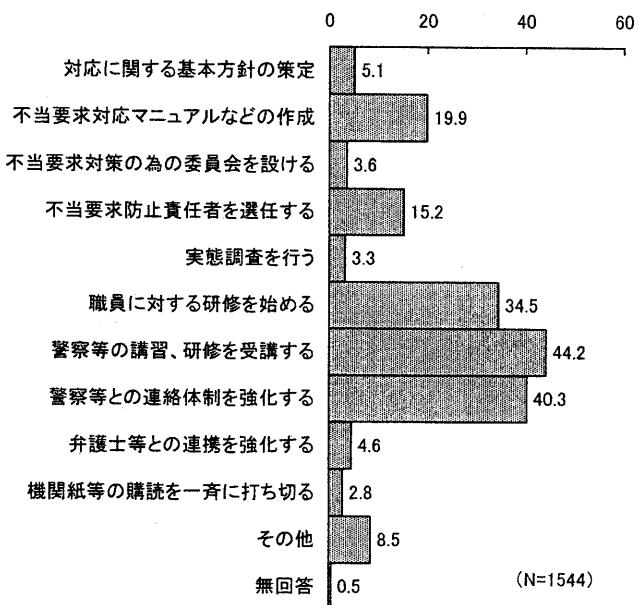
不当要求等への今後の取組みについては、全回答のうち取り組む予定が「ある」とするものが1,544件(42.2%)、取り組む予定が「ない」としたのは55.9%であった。



- 16 不当要求等への今後の取組内容(複数回答) —

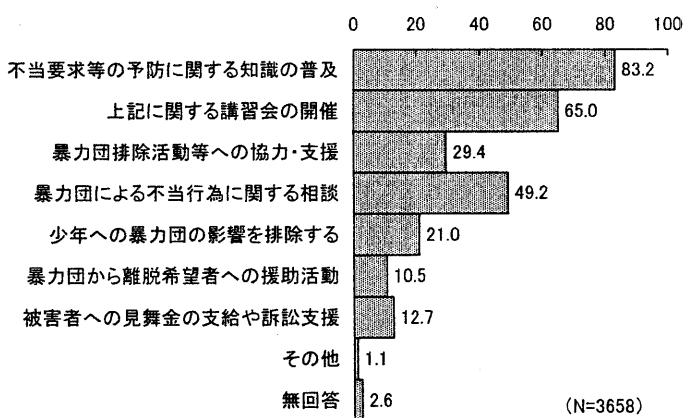
上記15「不当要求等への今後の取組み」で、今後対策に取り組む予定があるとしたもの1,544件について、予定している取組みの内容をみると、「警察・暴力追放運動推進センターの講習等を受講する」をあげたものが44.2%で最も多かった。次いで、「警察・暴力追

放運動推進センターとの連絡体制を強化する」(40.3%)、「職員に対する研修を始める」(34.5%)「不当要求対応マニュアル等の作成」(19.9%)となっている。



- 17 暴力追放運動推進センターへの要望(複数回答)

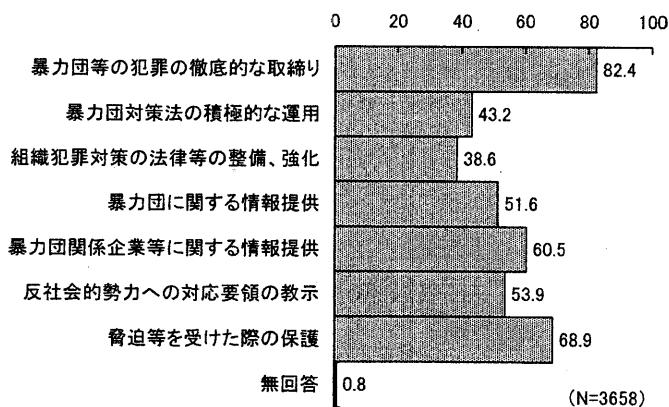
暴力追放運動推進センターの活動で力を入れて欲しいものとしては、「反社会的勢力の実態や不当要求等の予防に関する知識の普及」をあげたものが、全回答の8割を超える(83.2%)、こうした知識の普及に関する「講習会の開催」(65.0%)がこれに続くなど、反社会的勢力対策に関する知識の普及活動に対する要望が強いことがうかがわれる。次いで、「暴力団員による不当な行為に関する相談」(49.2%)、「市町村、業界等の暴力団排除活動、事務所撤去活動への協力・支援」(29.4%)の順となっている。



- 18 不当要求等対策についての警察への要望

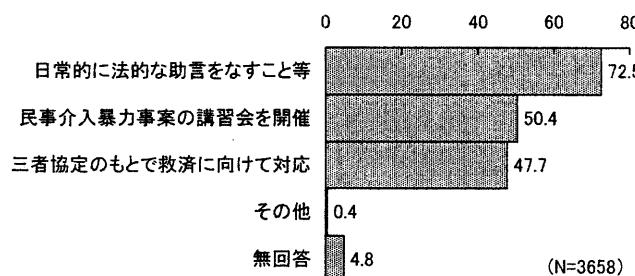
(複数回答) _____

警察に対して望むこととしては、全回答のうち、「暴力団等反社会的勢力の犯罪の徹底的な取締り」(82.4%)をあげたものが最も多く、「脅迫を受けた際の保護」(68.9%)がこれに続くなど、警察の執行力に対する要望が強いことがうかがわれる。次いで、「暴力団関係企業に関する情報の提供」(60.5%)、「反社会的勢力への対応要領の教示」(53.9%)、「暴力団に関する情報の提供」(51.6%)となっている。



- 19 不当要求等対策についての弁護士、弁護士会への要望(複数回答) _____

弁護士、弁護士会に対して望むこととしては、「被害公務員に対し、日常的に法的な助言をなし、若しくは相談を実施する体制を整えること」をあげたものが7割を超える(72.5%)、最も多かった。次いで、「民事介入暴力事案について、講習会を開催し、若しくは学習会に講師を派遣するなどの一般的な指導、助言をなすこと」(50.4%)、「三者協定に基づく連携のもとで、個別具体的な民事介入暴力事案に対し救済に向け積極的に対応し、これと取り組む」(47.7%)となっている。



調査主体 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
全国暴力追放運動推進センター
警察庁刑事局暴力団対策部
調査機関 財団法人 公共政策調査会